

だれもが参加・交流する市民が主役のまち

基本目標 **6**

ふれあいの施策

コミュニティ

6-1 市民と行政が協働しあうまちをつくる

市民と行政が協働しあうまちをつくるために、市民参加や協働の手法やルールの確立を図り、市民が主体的にまちづくりに関わる活動がしやすい環境を整えます。

また、市民がそれぞれの個性・能力・経験を生かして、自発的・主体的にまちづくり活動に参加することができるよう、人材の活用体制を整備するなど、参加の機会の整備に努めます。

施策6-1-1 参加と協働の推進

6-2 コミュニティ活動が活発なまちをつくる

コミュニティ活動が活発なまちをつくるために、身近な課題を地域で自ら解決できるコミュニティづくりを支援すると同時に、コミュニティ意識の啓発に努めます。また、地域の活性化や課題の解決がスムーズになされるように、コミュニティ間のネットワークの確立や活動拠点の充実を図ります。

施策6-2-1 コミュニティ活動の活性化

6-3 一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくる

一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくるために、それぞれの違いを個性として尊重する社会の実現を目指し、人権教育をはじめ、さまざまな分野で人権の視点に立った取り組みを行います。

また、男女共同参画社会を実現するため、平等意識の啓発を推進し、家庭や地域社会、職場など、あらゆる分野でのさまざまな格差是正などの環境整備に努めます。

施策6-3-1 人権の尊重

施策6-3-2 男女共同参画の推進

6-4 国や地域を越えた交流のあるまちをつくる

国や地域を越えた交流のあるまちをつくるために、若い世代から国際理解の推進を図るとともに、市民レベルの国際交流活動を支援しながら、在住する外国人が安心して生活できる環境整備に努めます。また、市民参加型の交流事業を進めることによって、地域間交流の促進を図ります。

施策6-4-1 國際交流の推進

施策6-4-2 地域間交流の推進

施策
6-1-1

参加と協働の推進

目的	対象	市民、自治会、*NPO・ボランティア団体
意図		市民参加や協働の手法やルールが確立され、市民が主体的にまちづくりに関わり活動する

市民参加や協働の手法やルールが確立され、市民が主体的にまちづくりに関わり活動できるようにするために、市民の自発的な参加の機会を提供し、市民参加や市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 市民公募委員がいる附属機関数	14機関 (平成18年度)	20機関 (平成24年度)
② NPOと協働で行われた事業数	27事業 (平成18年度)	50事業 (平成24年度)
③ 市民と行政による協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合（市民意識調査）	19.4% (平成19年度)	30% (平成24年度)

現状と課題

- ◆これまで、市民意見提出制度や会議公開制度などにより市民参加の推進を行ってきましたが、今後も市政への市民参加をより一層推進していく必要があります。
- ◆市民や地域のニーズは多様化・高度化し、公平で均一的なサービスを提供する行政だけではニーズに対応することが難しくなっています。今後は市政への市民参加に加えて、市民が参加するNPOをはじめとする地域の多様な主体がともに公共を担い、協働しながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。

■ 市民参加の推進

- 「市民参加推進条例」を制定し、会議の公開や各種委員の公募、計画・条例などの策定過程での市民参加や市民からの提案を政策に反映していくなど、市政運営における市民の参加を促進します。

■ 市民と行政の協働

- 市民と行政の情報の共有化やネットワーク化を図るなど、市民との協働によるまちづくりに努めます。
- 協働による事業が促進されるよう、協働のルールづくりを進めるとともに、職員に対する意識の啓発を行います。
- 市民、NPO・ボランティア団体、行政の協働関係の構築に努めます。

■ 市民の自発的な参加の機会の提供

- 市民がそれぞれの個性・能力・経験を発揮して、自主的・主体的にまちづくり活動に参加する機会を提供できるよう、人材の活用体制を整備します。
- 市民の活動が活発になるよう、*地域通貨やボランティアポイントの導入を検討します。

■ 市民活動センターの設置

- 市民活動に関する情報収集・発信、相談、交流、支援などを行う市民活動センターの設置を目指します。

■ *自治基本条例の制定

- 自治の基本理念や基本原則などについて定める「自治基本条例」の制定を図ります。



市民ワークショップ

施策
6-2-1

コミュニティ活動の活性化

目的	対象	市民、自治会、*NPO・ボランティア団体
意図		活発に活動し、地域の課題を解決する

市民などが活発に活動し、地域の課題を解決できるようにするために、コミュニティ意識の啓発を行うとともに、コミュニティ活動の育成・支援や活動のネットワークづくりに努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 地域活動への参加率（市民意識調査）	39.7% (平成19年度)	45% (平成24年度)
② 地域活動を行う団体の数（自治会を除く）	33団体 (平成18年度末)	100団体 (平成24年度末)
③ 自治会加入率	70.69% (平成18年度)	73% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 核家族化や少子高齢社会が進展するなかで、家庭・地域における人間的なつながりや、個人や家庭で対応しきれない問題を解決する場として、コミュニティの重要性が高まっています。
- ◆ 本市でも、自治会・町内会（地域コミュニティ）やNPO・ボランティア団体を含む市民団体（テーマコミュニティ）などのコミュニティ活動が多様化しています。例えば、現在、13団体が*アダプトプログラムを通して環境美化活動を実施するなど、文化活動以外の市民活動も進んでいます。
- ◆ 自治会の加入率は年々低下傾向にあることや、NPO法人をはじめとしてコミュニティ団体の数がまだ限られているなど、コミュニティ活動は限定的なものにとどまっています。今後、地域の活性化のためには、コミュニティの育成を支援するとともに、各活動が積極的に連携を図っていくことが必要です。
- ◆多くの市民の参加を促進するため、これらのコミュニティの活動情報を提供することや活動を行う場所の整備が不可欠です。
- ◆ 現在、ゆとりとうるおいのある住みよい地域社会づくりを目的に、コミュニティ推進協議会が設置されており、各団体が連携して活動を行っています。同協議会が中心となり、各コミュニティ関係団体が参加できる事業を通して、発表の場を提供することによって、各団体の活性化につながることが期待されています。

■ コミュニティ活動の育成・支援

- 自治会の主体的な活動や連合組織の充実などにより、地域コミュニティの活性化や地域間の連携の強化を積極的に支援していきます。
- NPO・ボランティア活動に対する市民意識の啓発に努め、育成を図るとともに、活動団体への情報提供や活動の場の確保に努めます。
- 団塊の世代をはじめとする各世代及び各活動においてリーダー育成を行う機会を持ち、人材活用につなげていきます。
- コミュニティ推進協議会活動の活性化を図るとともに、同協議会への支援を引き続き行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。

■ コミュニティ意識の啓発

- *生涯学習活動、コミュニティ活動、学校教育などあらゆる場や機会をとらえて、市民主体のまちづくりやコミュニティづくりの意義など、コミュニティ意識の啓発に努めます。
- 市民及び団体同士で地域の課題について話し合う機会を提供することにより、コミュニティ意識の醸成を図ります。

■ 活動のネットワークづくり

- 地域コミュニティとテーマコミュニティが互いに連携を取り、地域の活性化や課題の解決が図れるように支援していきます。
- 自主的なコミュニティ活動を促進するため、活動団体間のネットワークづくりを支援していきます。

■ コミュニティ活動拠点の充実

- コミュニティ活動の拠点となる地域集会所などのコミュニティ施設の整備に努めます。

■ 市民の日の制定と市民の一体感の醸成

- すべての市民が、市の誕生を記念して、一体感をはぐくみ、市の将来を考える「市民の日」を制定し、市民意識の醸成を図ります。
- 新たに指定した市の花・木・鳥が、市民に親しまれるよう周知を図り、市民の一体感の醸成に努めます。

施策
6-3-1

人権の尊重

目的	対象	市民・職員
	意図	・人権の大切さに対する理解が深まり、人権意識を持って行動する ・だれもが住みやすく、ともに生きることができる

人権の大切さに対する理解が深まり、人権意識を持って行動できるようにするために、人権・同和教育を推進し、人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権相談体制の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 人権研修の開催回数（市民・職員向け）	17回 (平成18年度)	20回 (平成24年度)
② 人権啓発イベント等の開催回数	3回 (平成18年度)	4回 (平成24年度)
③ 人権教育映像ソフト貸出回数	187回 (平成18年度)	190回 (平成24年度)

現状と課題

- ◆社会経済が発展する一方で、人ととの関係は希薄化・個別化しており、あらためて「心の豊かさ」が問い直されています。
- ◆*同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題が依然として存在しているなかで、近年においては、家庭内暴力、いじめ、児童虐待、プライバシーの侵害など、新たな人権問題が顕著に見られるようになってきました。
- ◆人権は、一人ひとりが生まれながらにして持っている大切な権利であるとの認識に立ち、さまざまな機会をとらえて人権についての教育や啓発を行い、人権意識の高揚を図ることが必要です。

■ 人権尊重意識の高揚

- 人権尊重意識の高揚を図るため、関係機関と連携・協力してあらゆる場、あらゆる機会を通じた人権啓発を推進します。

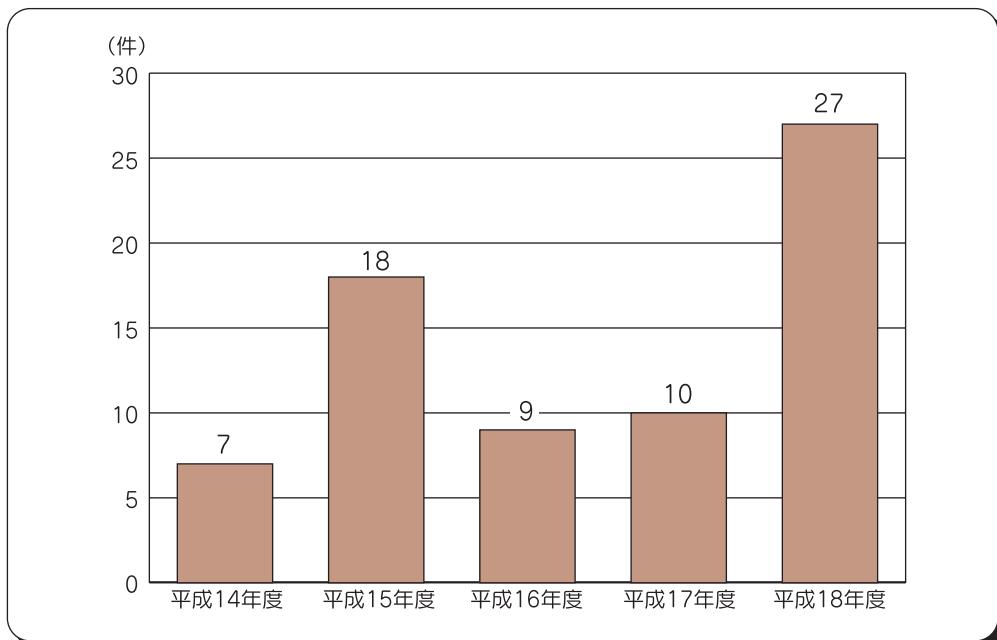
■ 人権・同和教育の推進

- 社会的に弱い立場にならざるを得ない女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者などの人権を守るとともに、同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権週間、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる場や機会をとらえた人権・同和教育を推進します。
- 人権尊重社会の創造を図るため、知識や経験を備えた指導者の養成に努めるとともに、各種研修の充実に努めます。
- 地域や職場において具体的、現実的な人権問題に対応できるよう、的確な視点に基づく人権啓発教材の提供に努めます。

■ 人権相談体制の充実

- 関係機関及び*人権擁護委員、*民生委員・*児童委員などの連携により、人権相談などの人権擁護活動を推進します。

人権相談件数



施 策
6-3-2

男女共同参画の推進

目的	対象	市民、家庭・地域・学校・職場
意図		・性別による固定的役割分担意識が解消される ・男女があらゆる分野で対等な立場で活動できる

男女があらゆる分野で対等な立場で活動できるようにするために、男女共同参画意識を醸成するとともに、男女共同参画の環境づくりに努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 男女共同参画推進センターにおける事業の参加者数	1,915人 (平成18年度)	3,000人 (平成24年度)
② 各種委員会・審議会における女性委員の割合	21.8% (平成18年度)	30% (平成24年度)

現状と課題

- ◆生活水準の向上や社会環境の変化により、女性の社会進出の機会が増大しています。それに伴い、男女平等に向けた法整備が進んでいますが、依然として、格差やその固定的な役割分担意識に基づく偏りが見られる状況となっています。
- ◆本市では、平成18年度に「男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進しています。
- ◆男女がお互いを理解・尊重し合い、あらゆる分野において共に参画することが、結果として社会全体の利益につながることを認識した上で、性別にとらわれず個人の個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

■ 男女共同参画意識の醸成

- 職場や家庭などにおける固定化した性別の役割分担など、社会的につくられた性差による先入観や因習をなくし、男女共同参画社会の推進に努めます。
- 男性が仕事だけでなく家事や育児の体験を通して、自分自身の回りのこともできる「自立」を獲得し、女性が家事や育児だけでなく、就労を通して経済的にも「自立」を獲得できるよう、あらゆる場や機会をとらえて男女共同参画の啓発に努めます。
- 女性の社会参画や様々な社会の場における男女の共同参画を促進するため、家庭から学校、職場社会に至るまでの、生涯を通したあらゆる段階で、セミナーなど学習機会や情報提供の充実を図ります。
- 様々な地域社会活動において、その能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会形成のリーダー育成に努めます。

■ 男女共同参画の環境づくり

- 市民、国・県、他の自治体、各種団体などとの連携を強化するとともに、様々な場における女性の参画比率の向上を図ります。
- 政策・方針決定の場における男女共同参画を進めるため、各種審議会や委員会などに女性を積極的に登用します。行政各分野においても、男女の自立を支援する生活環境の整備に努めるとともに、府内推進体制の整備・充実を図ります。
- 男性・女性がともに、自治会、サークル、ボランティアなどの各種地域社会活動やまちづくりなどの活動に積極的に参画することを促進します。
- 男女がともに協力しながら子育てや介護ができる環境整備や福祉サービスを充実します。

■ 男女の人権の擁護

- *セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）や*ドメスティック・バイオレンス（パートナーからの暴力）など、家庭や労働面における女性問題の解決に向けて、意識啓発や相談体制の充実を図ります。

施策
6-4-1

国際交流の推進

目的	対象	市民
的	意図	異文化への理解が深まり、国際感覚が養われる

異文化への理解が深まり、国際感覚が養われるようとするため、国際交流活動を推進するとともに、教育や学習機会を通した国際理解の推進に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 国際交流イベントの参加者数	1,125人 (平成18年度)	1,500人 (平成24年度)
② 日本語教室の参加者数	225人 (平成18年度)	300人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 本格的な国際化が進行するなかで、市民一人ひとりが世界の文化や歴史を理解し、*グローバル・スタンダード（国際標準）に対応する人材を育成することがこれまで以上に重要となっています。国際化時代に通用する人材の育成や国際理解の推進のためには、自治体や草の根レベルでの幅広い積極的な国際交流が重要です。
- ◆ 本市では、アメリカ合衆国カリフォルニア州のパサディナ市、オーストラリアクイーンズランド州メリーボロー市と友好都市協定を締結し、国際交流を積極的に推進しています。
- ◆ 小・中学校での*ALT（語学指導助手）や*JTE（日本人英語指導助手）による指導や中学生海外派遣事業を推進し、国際理解教育の推進が求められています。
- ◆ これらの取組を通して市民の国際理解を進めてきましたが、インターネットの急速な普及などによる社会的な国際化に対応するため、さらに豊かな国際感覚を養う環境を整備していくことが必要です。
- ◆ 自治体における国際化施策は、国際交流事業を中心としたものから外国人が暮らしやすいまちづくりなどの具体的な取組へと広がりをみせています。本市でも、在住外国人に対するサービス向上に努め、地域内での国際交流を進めていくことが求められています。

■ 国際理解の推進

- 年少期から国際化に対応する感覚を養い、相互理解を進めていくため、外国人英語指導助手の充実など外国語教育の質的向上を図るとともに、外国の学校との友好を深めます。
- 市民向け語学教室の開催やALT（語学指導助手）の充実、市民の海外派遣、海外へのホームステイ事業の充実など、学校教育や*生涯学習における国際教育により、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。
- 小・中学校でのALT（語学指導助手）やJTE（日本人英語指導助手）による指導や中学生海外派遣事業を推進し、国際理解教育の推進を図ります。
- 外国人のホームステイ受入家庭を支援するとともに、国際理解のための学習機会の充実を図ります。

■ 平和意識の啓発

- 市民一人ひとりが世界の恒久平和を願い、平和に対する理解と認識を深めるため、啓発活動の展開に努めます。
- 国際社会における相互理解を深め、多文化共生を図ることにより、世界の平和に努めます。

■ 国際交流活動の推進

- 春日部市国際交流協会をはじめ、国際交流を行っている*NPOやボランティアなどの各種団体、民間団体、グループを引き続き支援します。
- 生活、文化、教育、スポーツ産業などの多様な分野における交流機会づくりに努めます。
- 外国の歴史、文化などに対する認識を深め、国際感覚を養っていくため、友好都市を含む外国都市との交流や、各種イベントなどを推進します。
- 市民の国際ボランティア活動への参加を促進するため、活動についての情報提供に努めます。
- 海外からの技術研修員や留学生の受け入れ体制の整備に努めます。

■ 在住外国人へのサービスの向上

- 語学研修やイベントを通じて外国籍市民との交流を深めます。
- 外国籍市民が安心して暮らせるよう、ガイドブックの充実、日本語教室の開講、困りごと相談窓口の設置、案内板の外国語併記、ボランティアによる通訳やガイドの発掘・登録などに努めます。

施 策
6-4-2

地域間交流の推進

目	対象	市民
的	意図	他地域の文化や風習への理解が深まり、交流の輪が広がる

他地域への文化や風習への理解が深まり、交流の輪が広がるよう、地域間交流の推進体制を確立するとともに、交流分野の拡大に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 地域間交流事業数	—	4事業 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ それぞれの地域には独自の文化があり、これらの文化に接し相互理解を深めることは、本市の活性化につながります。
- ◆ 旧春日部市は、市町村の名称に「春日」が付く春日サミットと、市の花が藤である藤サミットがありました。参加市町村の合併などにより解散となりました。また、旧庄和町のあやめサミットも合併前に脱退しています。今後の地域間交流は、新たな都市との交流を図り、さらに新潟県中越地震の教訓からも、「日ごろの意思疎通の大切さ」と「地域間交流の必要性」を認識し、文化・スポーツ活動などを通じた多様な地域間交流の発展により、地域の活性化を図る必要があります。
- ◆ これから地域間交流のあり方として、さらに交流を深め、拡大していくような、市民参加型の交流事業を展開していくことが重要となっています

■ 推進体制の確立

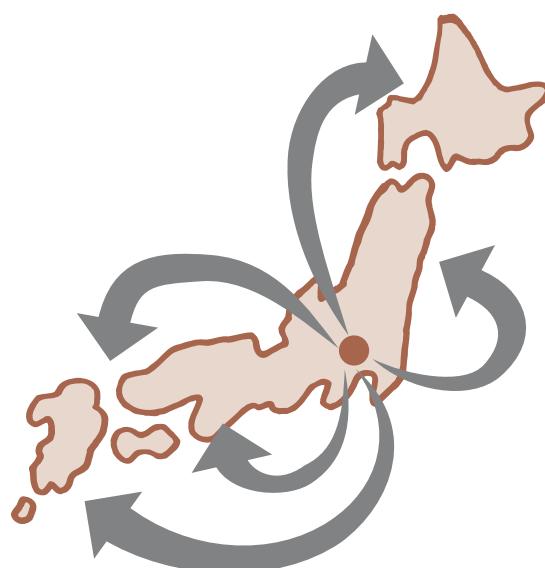
- 相互の交流自治体の催しに、市及び*NPO等が伝統文化や特産品などにより参加できる機会を提供し、地域間交流を促進します。
- 地域間交流を目的とした市民などの団体の育成・指導・支援に努めます。

■ 友好都市との交流

- 友好都市の景勝地や歴史的遺産等のパネル展などを開催するなど、交流地域間相互のイベントを通して、住民間の交流を促進します。

■ 交流分野の拡大

- 交流都市で開催されるイベントに参加し、本市の伝統文化や特産品などを出品展示するなど、本市の知名度、イメージアップを図りつつ、交流による情報交換を促進します。さらに、この交流が双方向の交流へと結びつくよう努力します。



ふれあい

